

令和5年3月

静岡県ソフトテニス連盟主催・主管大会における
動画・静止画撮影について

静岡県ソフトテニス連盟

1. 一般観客及び選手

- (1) 観客席からの動画・静止画の撮影を認める。
- (2) 動画・静止画を SNS (YouTube 等を含む) へ投稿をする場合は、被写体となる選手の承諾が必要となるため、被写体となっている選手等の承諾を必ず得ること。
- (3) ビデオカメラ等の固定位置は制限することがある。
- (4) 状況によっては、動画・静止画の撮影を禁止する大会もあるが、その際は事前に通知する。

2. マスコミ関係

- (1) テレビ、ラジオ、新聞、ソフトテニス専門雑誌等、スポーツ報道を目的とするメディア及びその関係者をマスコミ関係者とする。
- (2) 事前もしくは当日に取材申請を行い、静岡県ソフトテニス連盟が許可した者にのみ撮影を認める
- (2) インターネットメディア（携帯サイト含む）単体での取材申請は、原則として受け付けない。

3. 試合コートエリアでの撮影

下記(1)～(3)の者の撮影は許可する。

- (1) マスコミ関係者 (2. (1)参照)
- (2) 出場選手が所属するチーム。但し、ビデオカメラ 1 台・スチルカメラ 1 台以内とする。
- (3) 静岡県ソフトテニス連盟が認める者
 - ① JOC、日本スポーツ協会報関係者
 - ② 都道府県、市町村等自治体関係者
 - ③ 加盟団体広報関係者
 - ④ オフィシャルサプライヤー広報関係者
- (4) (2)の場合、撮影を希望するチームは事前に申請を行うこと。
- (5)撮影は指定された場所で行うこと。

以上